

坂井市日中一時支援事業の利用者負担金上限額管理について（事業所用）

平成20年7月

坂井市社会福祉課

1 利用者負担上限額について

坂井市日中一時支援については、平成20年7月から、同一月内における利用者一人当たりの負担金上限額を4,000円としました。今後は、1か月の日中一時支援の支払いが4,000円を超えるときは、超えた分を利用者から徴収せず、坂井市に請求していただくこととなります。

2 上限管理とは

利用者の方が、負担金上限額よりも多く支払ってしまうことがないように、利用料がどの時点で4,000円に到達するのかを確認するために行うものです。

3 上限管理が必要な場合

夏休み等の長期休暇時など、日中一時支援の利用回数が増えることで利用負担金の合計額が4,000円を超えられる月についてのみ、上限管理を行ってください。なお、明らかに利用負担金が4,000円を超えないと思われる月については、上限管理を行う必要はありません。

4 上限管理の方法

- (1) 日中一時支援事業利用者負担金上限額管理表を用いて行います。
- (2) 上限管理表は、利用者の方におもちいただき、日中一時支援を利用する都度、事業所に提出していただくこととなります。
- (3) 事業所において、上限管理表に利用実績等の記載、確認印の押印を行い、利用者がお帰りの際にお返しく下さい。
- (4) 利用料の合計額が4,000円に到達した時点で、その月については、それ以降の利用料を利用者から受け取らないでください。
- (5) 利用者には、利用料の合計額が4,000円に到達した場合、翌月最初に利用する事業所に上限管理表を提出するよう伝えてあります。上限管理表を受け取った事業所は、10日までに当課あて上限管理表を送付してください。

6 世帯合算における高額サービス費

世帯で2人以上の利用がいる場合について、同一月内における同一世帯の方の利用者負担の合計額が4,000円を超えた場合には、高額サービス費として、坂井市から4,000円を超えた額を支給することができます。